

(要領様式第 1 号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

6 長地環第 5-7 号
令和 7 年（2025 年）2 月 5 日
長野県長野地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根 拠 条 項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	○
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項		内 容	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)		飯山陸送株式会社 代表取締役 勝山 正美 長野県飯山市大字静間 280 番 1	
申請の区分（Ⅰ）		一般廃棄物処理施設の変更許可	
条 例 第 37 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字豊津字冷田 5520 番ほか	
	②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第 5 条第 2 項に規定する一般廃棄物最終処分場	
	③処理を行う廃棄物の種類	○最終処分する一般廃棄物 燃え殻、燃え殻を処分するために処理したもの、ばいじん、ばいじんを処分するために処理したもの、プラスチックごみ（石綿含有一般廃棄物を含む。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有一般廃棄物を含む。）、鉱さい 以上いずれも特別管理一般廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	埋立面積 約 35,500m ² 埋立容量 約 495,000m ³	
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	既存最終処分場の拡張	
		新	旧
埋立面積 約 35,500 m ² 埋立容量 約 495,000 m ³		埋立面積 18,858 m ² 埋立容量 248,074 m ³	
申請の区分（Ⅱ）		産業廃棄物処理施設の変更許可	
	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字豊津字冷田 5520 番ほか	

条例第37条	②廃棄物の処理施設の種類	施行令第7条第14号ハに規定する産業廃棄物管理型最終処分場	
	③処理を行う廃棄物の種類	○最終処分（管理型埋立）する産業廃棄物 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。） 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	埋立面積 約 35,500m ² 埋立容量 約 495,000m ³	
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	既存最終処分場の拡張	
		新	新
条例第37条	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	埋立面積 約 35,500 m ² 埋立容量 約 495,000 m ³	埋立面積 18,858 m ² 埋立容量 248,074 m ³
		（範囲）中野市碓区、笠倉区、替佐区、穴田区、赤坂区、奥手山区、美沢区、田麦区、厚貝区、壁田区、古牧区、千曲川の一部〔放流水の流下地点（中野市大字豊津字大日影 3658 及び 3659 の先）〕 （根拠）廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(4)及び第2の2	
	⑦関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	（範囲）・中野市長 ・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 （根拠）条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
	⑧関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	（日時）第1回 令和6年12月19日（木） 午後7時から 第2回 令和6年12月20日（金） 午後7時から （場所）替佐区公民館 中野市大字豊津 395-1	

	⑨事業計画概要説明会終了報告書の縦覧場所、期間及び時間	(場所) 長野県長野地域振興局環境・廃棄物対策課 (期間) 令和7年2月6日(木)～令和7年2月19日(水)(土日・祝日その他の県の休日を除く。) (時間) 午前8時30分～午後5時
--	-----------------------------	---

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第37条	○第36条第1項の関係市町村長 ○第36条第1項の関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	15号	提出期限 令和7年2月19日(水) 提出先 〒381-0836 長野市大字南長野南 県町686-1 長野県長野地域振興 局環境・廃棄物対策課

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 条例第41条の規定による意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所（地番の部分に限る）、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。
- ・ 提出書類はいずれも日本産業規格A列4番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。